

市県民税の申告会場と日程

本郷会場(9時~16時)			三原会場(9時~16時)		
とき	対象地域	ところ	とき	対象地域	ところ
2月	16日(木)	轟沼上、轟沼下、松原東、松原西	16日(木)	旭町、古浜、東町、館町	サン・シープラザ(3階)
	17日(金)	三田上、三田下、広井、福礼、杉白、見川、安宗	17日(金)	城町、本町、港町	
	20日(月)	常円寺、楽音寺、小舟木上、小舟木下、才崎	20日(月)	西町、宮沖	
	21日(火)	尾原上、尾原中、尾原下、日名内上、日名内下	21日(火)	宮浦	
	22日(水)	花園、免開、郷原、下畑駒原、亀津、川西上、川西下、金壳	22日(水)	円一町、糸崎、糸崎南	
	23日(木)	上中筋上、上中筋下、下中筋上、下中筋下、兼広、中之谷、雇用促進住宅	23日(木)	木原、駒ヶ原町、西宮、中之町南	
	24日(金)	堂谷、鷺谷、養老、清兼、清井、佐用	24日(金)	中之町一丁目~三丁目	
	27日(月)	片側東、片側西、菅、平坂東、平坂西、姥ヶ原、芋堀	27日(月)	中之町四丁目~九丁目	
	28日(火)	上谷、本谷、畑、正広ヶ丘	28日(火)	頼兼、西野、貝野町	
3月	29日(水)	後谷、錦泉、中筋、今井谷、門出谷、入野地、日山地	29日(水)	田野浦、明神	※できるだけ公共交通機関、またはペアンティ三原西館5階駐車場(30分無料)を利用してください。 ※港町パーキング、JR三原駅新幹線口駐車場(JR三原駅西側高架下)を利用の人には、30分無料券を渡します。
	1日(木)	原市、茅ノ市、宮地川、上組、下組、なしわ促進住宅、梅菅園	1日(木)	青葉台、宗郷、登町、沖浦町	
	2日(金)	一丁目~六丁目、三次通、駅前、大正通	2日(金)	皆実、和田	
	5日(月)	ふもと、宮迫、片山、上片山、下片山、塔ノ岡、城山	5日(月)	須波、須波西、須波ハイツ	
	6日(火)	中岡、南中岡、東下岡、西下岡、河崎、河崎住宅、東河崎、西河崎	6日(火)	深町、小坂町	
	7日(水)	江良、余井、木々津、三百、粒良、砂原、後粒良	7日(水)	長谷、沼田、新倉、八幡町	
	8日(木)	一丁目、東本通第1~第8、木々津沖	8日(木)	沼田東町(七宝・本市・納所・未広)	
	9日(金)	本郷地域全域	9日(金)	沼田東町(片島・釜山・末光・両名)	
	12日(月)		12日(月)	小泉町、沼田西町	
13日(火)	13日(火)		幸崎能地		
14日(水)	14日(水)		高坂町、鷺浦町、幸崎久和喜、幸崎渡瀬		
15日(木)	15日(木)		三原地域全域		
大和会場(9時~16時)			久井会場(9時~16時)		
とき	対象地域	ところ	とき	対象地域	ところ
2月	16日(木)	下福田、行広	16日(木)	筋原、吉田	久井就業構造改善センター(2階)
	17日(金)	下中、細	17日(金)	江木	
	20日(月)	河頭、広石	20日(月)	下津	
	21日(火)	上中、安国寺、多田	21日(火)	泉	
	22日(水)	平坂、姥ヶ原	22日(水)	和草	
	23日(木)	横郷、東側、王子原、箱川	23日(木)	羽倉(32組~42組)	
	24日(金)	仲沖、和木原、郷ノ原、和木団地	24日(金)	羽倉(43組~)	
	27日(月)	棕梨上区	27日(月)	坂井原(1組~9組)	
	28日(火)	棕梨3区、黒谷	28日(火)	坂井原(10組~)	
3月	29日(水)	草井1区、草井2区	29日(水)	山中野	
	1日(木)	大具、蔵宗、棕梨4区	1日(木)	小林、土取	
	2日(金)	大原、上市、中市、沖市、下市	2日(金)		
	5日(月)	前原、後側、三育	5日(月)		
	6日(火)	深見、末貞、安田	6日(火)		
	7日(水)	萩原3区~5区	7日(水)		
	8日(木)	福田、萩原1区	8日(木)	久井地域全域	
	9日(金)	萩原2区、篠上、篠下	9日(金)		
	12日(月)	前兼、信影、津久	12日(月)		
13日(火)	秋郷、光永、後谷	13日(火)			
14日(水)	大和地域全域	14日(水)			
15日(木)		15日(木)			

2月16日(木)~3月15日(木) 市県民税の申告受け付けが始まります

2月16日(木)~3月15日(木)の間、各地域に申告会場を設けます。忘れずに、早めに申告しましょう。  
※本郷地域については、申告会場を本郷支所別館に統合しました。

**申告が必要な人**  
・給与以外の所得や複数の給与所得があった人  
・年末調整をしていない人  
・公的年金以外の所得があった人  
・事業(農業を含む)所得、不動産所得などがあった人 など  
※申告の案内が届いた人は、必ず申告してください。  
申告に必要な物 源泉徴収票、収入・必要経費が分かる書類(事業・不動産所得の場合)、各種支払証明書、控除証明書・領収書、印鑑など

市県民税の制度が変わっています

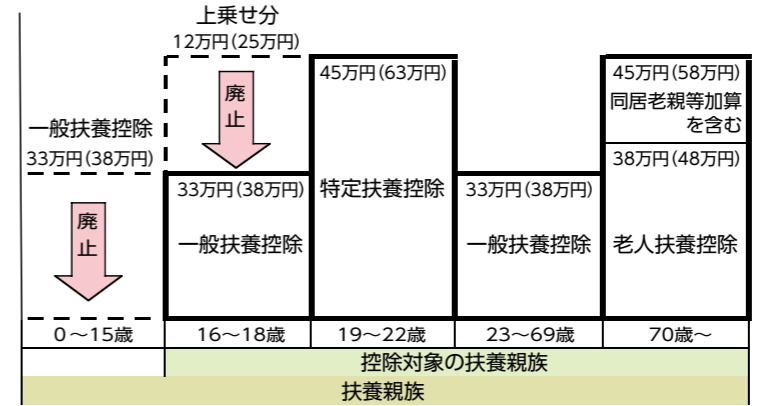
**市県民税の寄附金控除の拡充**  
●適用下限額を2千円に引き下げ  
市県民税の寄附金控除の適用下限額が、5千円から2千円に引き下げられました。  
●市民税の寄附金控除の対象団体を条例で指定

扶養控除の見直し

(1)扶養控除の対象となるのは、16歳以上の扶養親族となりました。  
(2)16~18歳の扶養控除の上乗せ部分が廃止され、控除額が33万円(所得税は38万円)となりました。(下図参照)  
**同居特別障害者加算の特例措置の組み替え**  
申告者の控除対象配偶者または扶養

控除対象額 = (寄附金額 - 2,000円) × 10% ※  
※市民税は6%、県民税は4%です。  
◎寄附金額は、総所得金額等の30%を限度とします。

扶養控除の見直し 概要図



☎市民税課 0848・67・6031

**所得税の確定申告会場を開設**  
とき 2月16日(木)~3月15日(木) (土・日曜日は除く) 9時~16時(受け付け)  
ところ 三原税務署(宮沖二丁目)  
※還付申告の場合は、上記期日より前に申告書を提出することができます。  
※期間中、e-Taxは24時間利用できます。  
☎三原税務署 ☎0848・62・3131

**一日無料相談会**  
とき 2月18日(土) 10時~16時  
ところ フジグラン三原(円一町一丁目)  
内容 確定申告、相続税、贈与税などの相談  
☎中国税理士会三原支部 武郷さん ☎0848・62・9715

**所得税の申告無料相談会**  
とき 2月19日(日)10時~16時  
ところ 大和文化センター  
対象 年金受給者、給与所得者  
用意する物 申告書、源泉徴収票、健康保険などの支払証明書、生命保険などの控除証明書、医療費の領収書・集計表、印鑑